



末日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額については、条例第3条第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）第3条第2項に規定する職員

(2) 病院に勤務する医師及び歯科医師

第4条第2号中「附則第26項」を「附則第4項」に改め、同条第3号中「附則第27項」を「附則第5項」に、「条例附則第6項第1号」を「同項」に改め、同条第4号中「附則第28項」を「附則第6項」に改め、同条第5号中「附則第34項」を「附則第10項」に改める。

第6条の2中「別表第1」を「別表」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

### 第7条及び第8条 削除

別表第1イ第3号区分の項に次の1号を加える。

(7) 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた者のうち、平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「平成18年4月以後の給与法」という。）の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつたもの

別表第1イ第4号区分の項に次の1号を加える。

(10) 特定任命により職員となつた者のうち、平成18年4月以後の給与法の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であつたもの

別表第1イ第5号区分の項に次の1号を加える。

(12) 特定任命により職員となつた者のうち、平成18年4月以後の給与法の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であつたもの

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附則第2項の見出し及び同項中「附則第38項ただし書」を「附則第12項ただし書」

に、「附則第49項ただし書」を「附則第21項ただし書」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則及び富山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月20日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第10号

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則及び富山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(富山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

**第1条** 富山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年富山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の1号を加える。

- (11) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第24条第2項に規定する資金を借り受ける場合 12年以内

(富山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

**第2条** 富山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年富山県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)中「第11条第2項に規定する資金を借り受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）」の次に「、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第25条第2項に規定する資金を借り受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）」を加え、同表の1の(2)から(4)までの規定中「第11条第2項に規定する資金を借り受



1日付けで以下のとおり変更したので、漁業法第16条第5項において準用する第4項の規定により公表する。

令和5年3月20日

富山県知事 新 田 八 朗

くろまぐろ（小型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における知事管理漁獲可能量は、次のとおり変更する。

#### 第1 くろまぐろ小型魚

##### 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

120.9トン

##### 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	74.80トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	32.24トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	4.77トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	4.36トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.35トン
富山県その他漁業	3.38トン

#### 富山県告示第128号

##### 道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月20日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月20日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
一般国道 472号	富山市八尾町石戸字浄円 872番2地先から 富山市八尾町石戸字浄円 798番地先まで	変更前		最大 7.1 最小 6.7	167.3	富山土木 センター
		変更後		最大 7.8 最小 7.3	167.3	
一般国道 472号	富山市婦中町千里 994番 4から 富山市婦中町千里 989番 3まで	変更前		最大 67.8 最小 16.3	42.6	富山土木 センター
		変更後		最大 48.6 最小 16.3	42.6	
県道 立山山田線	富山市下大久保字八番割 3388番2から 富山市福居1130番まで	変更前	A	最大 15.3 最小 14.5	343.6	富山土木 センター
		変更後	A	最大 15.3 最小 14.5	343.6	
			B	最大 24.1 最小 13.7	348.5	

## 富山県告示第129号

### 道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月20日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月20日



富山県知事 新 田 八 朗

## 都市計画の種類及び名称

- (種類) 富山高岡広域都市計画道路
- (名称) 3・4・228号 大泉太郎丸線  
3・5・224号 四方西岩瀬線  
8・7・203号 堀川西1001号線  
8・7・204号 堀川西1002号線

**自動車保管場所証明管理システム用ネットワーク回線整備に係る一般競争入札の実施**

自動車保管場所証明管理システム用ネットワーク回線整備について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年3月20日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量  
自動車保管場所証明管理システム用ネットワーク回線整備 一式
- (2) 役務の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間（回線利用期間）  
令和5年11月1日から令和10年10月31日まで
- (4) 役務実施場所  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加するものに必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号）第1の規定に該当しない者であること。

- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に登録されている者又は同法第16条第1項の規定による届出をしている者であること。
- (4) 24時間 365日の有人の保守体制を整備し、障害発生時には、速やかに保守を行うことができる者であること。
- (5) 仕様書に定める品質保証基準を満たし、他のユーザーと物理的又は論理的に隔絶された回線を整備できる者であること。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとするネットワーク回線の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能、保守体制等に適合するものであることを証明する書類等を令和5年4月3日午後5時15分までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通規制課規制係

電話076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和5年3月20日から同年3月27日までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝

日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和5年4月11日 午前10時00分

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時 令和5年4月11日 午前10時15分

(2) 開札の場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。開札に立会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、回線整備に要する一切の費用を含んだ60か月分の回線利用料総額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記3の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。
- (4) 議会により当事業の予算が否決された場合は、当事業は中止とする。

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年3月20日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 店舗の名称及び所在地

（仮称）ウエルシア富山天正寺店 富山市天正寺1106番1 ほか

2 店舗を設置する者 株式会社リベラ・リアル・エステート・マネジメント

3 店舗において小売業を行う者 ウエルシア薬局株式会社

4 新設の日 令和5年11月8日

5 店舗面積の合計 1,215㎡

## 6 店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物北側／49台

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場①建物北側／10台、駐輪場②建物西側／15台

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北東側／48m<sup>2</sup>、建物西側／10m<sup>2</sup>

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北東側 1 箇所／6.41m<sup>3</sup>

## 7 店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場／24時間

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4 箇所／敷地西側 2 箇所、敷地東側 2 箇所

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設①午前6時～午後10時、荷さばき施設②午後10時～翌午前6時

## 8 届出の日 令和5年3月7日

## 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

## 10 縦覧期間 令和5年3月20日から令和5年7月20日まで

## 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

## (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

## (2) (1)の事項の公表の可否

## (3) 当該店舗の名称及び所在地

## (4) 意見及びその理由